

水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道直結式スプリンクラー設備の設計及び工事並びに維持管理等について、消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）及び奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和7年2月条例第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備 給水装置に直結して設置されたスプリンクラー設備をいう。
- (2) 所管消防署 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場所を所管する本市の消防署をいう。
- (3) 消防設備士 消防法第17条の6第2項に規定する消防設備士をいう。
- (4) 乾式スプリンクラー設備 作動時以外は通水されない構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。
- (5) 湿式スプリンクラー設備 常時通水常態となる構造の水道直結式スプリンクラー設備をいう。

(事前協議)

第3条 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者は、あらかじめ所管消防署及び奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）と協議を行うものとする。

(設計)

第4条 配水管又は給水本管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分についての水理計算等は、消防設備士が行うものとし、メーター口径については上下水道局と協議の上、決定するものとする。この場合、スプリンクラー設備とそれ以外の設備の同時使用は、考慮しなくても良いものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備を設置する給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧及び水量が得られるものであること。ただし、配水管に影響を与える過大な水量を必要とする場合は、受水槽方式とすること。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備が、水道メーターの下流側に設置されていること。
- 4 乾式スプリンクラー設備を設置する場合は、当該設備の上流側の配管の分岐部に止水栓及び逆止弁を設置し、電動弁等により排水できる構造であるとともに、外部からの害虫等の進入を防ぐ措置が施されていること。
- 5 湿式スプリンクラー設備を設置する場合は、停滞水の防止措置、逆流防止措置及び凍結防止措置が施されていること。

(施工)

第5条 水道直結式スプリンクラー設備の工事は、消防設備士の指導により、奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者が施工するものとする。この場合において、必要に応じて所管消防署及び企業団局と協議を行うものとする。

(維持管理)

第6条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、給水管及び配水管の水質及び水圧等に影響を及ぼさ

ないよう、適正な維持管理を行うものとする。

- 2 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見やすいところに表示し周知するものとする。

(水質管理区分)

第7条 消火用受水槽式スプリンクラー設備を受水槽式で使用する場合は、設置者の管理範囲とする。

(了知事項)

第8条 水道直結式スプリンクラー設備の所有者は、次の各号について奈良県広域水道企業団企業長（以下「企業長」という。）に誓約書（様式）を提出するものとする。

- (1) 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないことにより、人及び財産に被害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わないものとする。
- (2) 借家人その他利害関係人に対し、前項の条件を了知させるものとする。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前2号の事項について、譲渡人に熟知させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、水道直結式スプリンクラー設備の設置等について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

※平成19年12月21日付健水発第1221002号の「消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について」参照

誓 約 書

年 月 日

奈良県広域水道企業団企業長 様

申請者（自署又は押印）

住所

氏名

スプリンクラー設備を設置するに当たり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 断水、配水管の水圧の低下、火災時の作動不良、その他スプリンクラー設備の性能が十分発揮されないこと又は、火災時以外の作動により、人及び財産に被害が生じることがあっても、奈良県広域水道企業団企業長に責任を求めません。
- 2 スプリンクラー設備が設置された家屋及び部屋を賃貸する場合は、借家人その他利害関係人に対し、前項の条件が付帯していることを了承させます。
- 3 消火用貯水槽式スプリンクラー設備による貯水槽は消火用のみに使用し、直圧直結給水管とのクロスコネクションは行いません。
- 4 スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前3項の事項について、譲渡人に了承させ書面等で引継ぎを致します。

緊 急 時 連 絡 先

年 月 日

* 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者

住 所	
氏 名	
電話番号	

注1 水道直結式スプリンクラー設備の所有者及び管理者が変更になったときは、速やかに企業団に報告して下さい。

*水道局記入欄

受付番号	戸 番 図	水 栓 番 号	引込口径
—	—	— — —	φ mm